

令和6年

# 年末の交通事故防止府民運動

## 実施要綱



### 運動の目的

本運動は、広く府民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、府民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。



### 運動スローガン

『 ゆずりあう 心がつなく 京の道 』



### 実施期間

令和6年12月1日（日）から12月10日（火）までの10日間



### 運動重点

- ◇ こどもや高齢者を始めとする歩行者の交通事故防止
- ◇ 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
- ◇ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- ◇ 飲酒運転の根絶



京都府交通対策協議会

## こどもや高齢者を始めとする歩行者の交通事故防止

- ◇ 歩行者は、
  - 歩行者等横断禁止場所での横断、斜め横断はやめましょう。
  - 歩行中にスマートフォンを操作するなど、注意力が散漫になる行為はやめましょう。
  - 夕暮れ時以降の外出時には、暗い中でも目立つよう、明るい色の服装を心掛け、持ち物等に反射材用品を取り付けましょう。
- ◇ 家庭・学校等では、
  - 信号機のある横断歩道では、その信号に従い、信号機のない横断歩道では、運転者に対して手のひらと顔を向けて「合図」するなど、横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断するよう指導しましょう。

## 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

- ◇ 運転者は、
  - 夕暮れ時、早めに前照灯を点灯し、自車の存在を知らせましょう。
  - 対向車や先行車がない場合は、原則ハイビームを活用し、ある場合は、ロービームで走行するなど、前照灯の切り替えをこまめに行いましょう。
- ◇ 事業所等は、
  - 従業員等に対して、夕暮れ時、夜間の運転について注意喚起しましょう。

## 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- ◇ 自転車の利用者は、
  - ヘルメット着用の努力義務化を踏まえて、ヘルメットを着用しましょう。
  - イヤホン等で音楽を聴きながら、スマートフォン等を操作しながら運転する「ながら運転」は絶対にやめましょう。
- ◇ 特定小型原動機付自転車の利用者は、
  - 交通ルールを遵守し、交通事故防止に努めるとともに、ヘルメット着用の努力義務化を踏まえて、ヘルメットを着用しましょう。
  - 定格出力や車体の大きさ等の基準を満たさないものは、形状が電動キックボード等であっても、特定小型原動機付自転車にはなりませんので、自身が運転する車両の区分をしっかりと確認しましょう。
- ◇ 事業所等は、
  - 通勤や業務での自転車利用者にヘルメットを着用させるとともに、必ず自転車損害保険等にも加入させましょう。

## 飲酒運転の根絶

- ◇ 運転者は、
  - お酒に強い、弱いにかかわらず、お酒を飲めば、必ず運転操作等に影響を及ぼすので、「このくらいは大丈夫」、「少しの距離だから」という考えを捨て、飲酒運転は絶対にやめましょう。
- ◇ 事業者等は、
  - 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務を遵守しましょう。
  - 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、飲酒運転根絶に向けた取組を推進しましょう。